

合併公告

平成 25 年 2 月 22 日

債権者各位

静岡市葵区常磐町 2 丁目 6 番地の 8
株式会社ザ・トーカイ
代表取締役 鵜田 勝彦

当社は、平成 25 年 1 月 31 日開催の株主総会において、平成 25 年 4 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社とし、当社の完全子会社である有限会社すずき商会（静岡県掛川市）を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことを決議いたしました。この合併により、当社は有限会社すずき商会の権利義務全部を承継して存続し、有限会社すずき商会は解散することにいたしましたので、下記のとおり公告いたします。

なお、有限会社すずき商会は同法第 784 条第 1 項に基づき、株主総会の承認決議を経ずに吸収合併することを決定しております。また、当社は、有限会社すずき商会の全株式を所有しておりますので、この合併による当社の新株式の発行および資本金の額の増加はいたしません。

記

1. この合併に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から 1 箇月以内にその旨をお申し出ください。
2. 合併当事会社の最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
当社：<http://tokai.jp/ir/pdf/koukoku120627.pdf>
有限会社すずき商会：計算書類の公告義務はありません。

以上